

第 8 回 松田町 自治基本条例(仮称) 審議会 レビュー

1 松田町 自治基本条例(仮称) の前文について

- 第 7 回までに決定した表現方法を説明後、第 3 段落において、一部重複数表現を「知恵を出し、語り合い」に修正することで合意された。

2 松田町自治基本条例(仮称) 条項検討イメージについて

- 資料 5 にてイメージを事務局で説明。
その後、委員提出意見により、最終形態のイメージ②が図中の①の範疇内に収まることに留まらず、①を超えることも想定されることについて、審議会内でイメージの共有がなされた。

3 条例に必要とされる項目について

- 平成 28 年 12 月に実施した必要事項に関する意見募集結果を事務局で説明。
その中で過半数(意見数 6)以下の項目については、原則削除にて検討を行うこととされた。
- 子ども・高齢者に関する規定を盛り込むことが基本とされた。
- コンパクト条文数を目指し、必要に応じて、規制定条例の活用(委任)等も検討課題とされた。
- 具体の条文については、事務局作成後、委員に提案を行う。

4 条例の名称について

- 条例名称について、資料 7 により 3 事例を事務局で説明。
本審議会においては、「事例 3: 独自の名称」を軸に検討することとし、次回までに各委員に対し意見募集を行うこととされた。

5 その他

- 次回の議論項目は、必要項目を中心議題とする。
- 第 9 回審議会については、平成 29 年 2 月 23 日(木) 10 時より開催予定。

以上